

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【会社名】	株式会社グルメ杵屋
【英訳名】	GOURMET KINEYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 棕本 充士
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長 森田 徹
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋3丁目4番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社グルメ杵屋東京支社 (東京都港区浜松町2丁目13番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役椋本 充士及び最高財務責任者森田 徹は、当社の第47期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。